

石川県産業イノベーション人材育成等に資する
高等学校等教育改革促進事業計画作成業務委託仕様書

1. 委託業務名

石川県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画作成業務委託

2. 業務の目的

本県では、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、県内の県立高校において、高校教育改革を先導する拠点（以下、「改革先導拠点」という。）の創出に取り組むこととしている。

本業務は、本県における人口動態や産業構造等の将来予測を踏まえた、高校の教育改革を進めるため、改革先導拠点において実施する取組の検討に必要な情報の収集・調査・分析を行い、資料のとりまとめを行うほか、事業計画の作成を支援することを目的とする。

3. 委託期間 契約締結日から令和8年5月15日（金）まで

4. 業務内容

(1) 石川県の教育・社会課題の構造分析等

- ・全国及び石川県の人口動態、産業構造などの将来予測を踏まえた、本県の高校の教育改革を進めるため、改革先導拠点において実施する取組の検討に必要な客観的なデータの収集・調査の実施及びその分析
- ・その他、高校教育改革に必要な調査等があれば提案すること。

(2) 高校教育改革事業の提案等

- ・改革先導拠点における教育改革の取組及び県内高校への普及に係る取組の提案
- ・事業の推進体制構築に向けたステークホルダーの人選や関係者調整（訪問、打合せ等）等
- ・事業計画の作成支援
（例）施設設備の整備計画、事業ロードマップの作成、KPI 設定、PDCA サイクル等推進体制の検討、業務改善によるリソース確保、実施事業の費用積算 など

(3) その他業務

- ・高校教育改革推進のための全国の取組事例の収集、提供
- ・本業務に係る定例打合せの実施（県との間で週1回程度 ※オンライン含む）

5. 業務遂行体制等

(1) 業務責任者の配置

業務の実施にあたっては、業務を総括し、委託者からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めること。

(2) 業務スケジュールの管理

受託者は全体のスケジュールを管理し、委託者に対し適宜進捗を報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。

(3) その他

受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。委託者からの要請に応じて、関係者との会議や打ち合わせに必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席すること。

6. 成果物等

業務完了後速やかに、業務報告書（任意様式。形式は紙媒体及び電子データ。）を成果物として提出すること。

7. 著作権等

(1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、製作途中に政策案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の教育を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

①成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

②第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 著作者人格権の行使

受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

(5) 権利関係に係る留意事項

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

8. 貸与資料

委託料が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与することができるものとする。受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出の上、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を返還しなければならない。

9. 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合に当たっては、別紙 1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙 2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10. その他

(1) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うものとする。

(2) 業務の実施に要する経費は、全て委託料の中で負担するものとする。

(3) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる(以下、「再委託先」という。)ことを必要とするときは、当該業務に必要な専門性を有する適切な再委託先を選定するよう努めるとともに、本契約により受託者が負うのと同等の義務を再委託先に課すものとし、その最終的な責任を受託者が負うこととする。

(4) 本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。